

令和 2年 3月 2日

一般事業主行動計画について

奄美大島信用金庫

奄美大島信用金庫では、次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように一般事業主行動計画を策定しています。

記

1. 計画期間

令和2年3月1日から令和5年2月28日までの3年間

2. 内 容

目標1. 計画期間内に、所定外労働時間を削減するため、「ノー残業デー」を設定する。

【対策】令和2年3月から
毎月3回以上「ノー残業デー」を設定し、実施を定着させる。

目標2. 連続休暇の取得率を95%以上にする。

【対策】令和2年3月から
連続休暇の取得状況管理をおこない、やむを得なく予定どおり取得できなかった場合には予定日の変更をおこなうことにより連続休暇の完全取得を目指す。

以 上